

地方都市視察報告書

総務区民委員会

1 実施日 令和7年10月23日（木）

2 視察地 福岡県北九州市

【市の概要】

(1) 面積 492.50km²

(2) 人口・世帯数(令和7年10月1日現在)

人口 906,340人

世帯数 486,262世帯

(3) 北九州市は、1963年（昭和38年）に、門司・小倉・若松・八幡・戸畠の5市が合併して誕生し、九州初の政令指定都市となり、製鉄業などの重工業を中心とした高度経済成長を支えた。世界文化遺産にも登録されている官営八幡製鐵所は北九州市の工業都市としての歴史を象徴しているが、現在は環境技術やリサイクル産業が集積し、工業都市から環境・国際都市へ転換を進めてる。

観光面では、明治・大正期の建築群が建ち並ぶ門司港レトロ地区や、小倉駅周辺の小倉城、「北九州の台所」と呼ばれる旦過市場、また「新日本三大夜景」にも選ばれている若松の響灘緑地や皿倉山からの夜景などが有名である。さらに、スペースワールド跡地再開発や大型商業施設など、都市観光の新たな拠点づくりも進めている。また、交通面では、北九州空港などの港湾、モノレールを備え、九州の物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。

なお、新宿区との関わりの深い作家、林英美子は一説では北九州の門司に生まれたとされ、幼少期を過ごしている。門司の北九州市立文学館には林英美子記念室があり、施設内には新宿区の林英美子記念館にある書斎とそこから見える庭が再現され、新宿歴史博物館をはじめ、新宿区とも現在も深い交流が続いている。

3 視察項目・内容

宿泊税について

4 視察参加者

【委員】

藤原 たけき委員長 有馬 としろう副委員長 高阪 まさし委員

石川 孝一委員 たなえ ひさし委員 三沢 ひで子委員

田中 ゆきえ委員 古畑 まさのり委員 川村 のりあき委員

下村 治生委員

【随行】

議会事務局職員 2名



5 観察結果・所感

北九州市の宿泊税は、観光振興を目的とした法定外目的税で、課税の根拠となる「北九州市宿泊税条例」は2020年（令和2年）4月に施行された。市内のホテル・旅館等に宿泊する人が課税対象で、税額は1人1泊200円（市150円+県50円）。宿泊施設が宿泊者から徴収し、市へ納入する仕組みとなっている。

観察では、担当者から宿泊税の導入経緯、目的、課題等の説明を受けた。導入時には宿泊業界から価格競争や税の使途への懸念があったほか、条例施行のタイミングがコロナ禍と被るという事態にもなったが、県と市が同時期に広域的な説明を早期に行つたこと、宿泊施設に宿泊税の使用目的を理解してもらえたことで大きな混乱がなくスムーズに導入できたことが印象的であった。

宿泊税の収入は毎年約4億円を見込み、既存施策ではなく新規事業に充てる方針で、イベントや夜間観光など北九州市の魅力向上に活用することが強調された。背景には、北九州市が「通過都市」となりがちで宿泊者確保に苦労しており、観光振興の財源を確保する必要があるという状況も伺った。

総務区民委員からは、宿泊税導入には県と市の調整や長期的な準備が不可欠であり、大規模な事業であることが指摘された。加えて、新宿区においては、東京都との調整や民泊問題への対応を含め、宿泊税の活用方法や観光振興策を検討する必要があるとの意見が出された。

6 主な質疑項目

- (1) 課税対象の宿泊施設、宿泊税の導入経緯について
- (2) 各自治体（福岡県、福岡市、北九州市）における宿泊税の概要について
- (3) 宿泊税の使途（どのような事業に反映したのか）について
- (4) 宿泊税導入における宿泊事業者等への影響について
- (5) 宿泊税導入・運用における宿泊事業者など利害関係者との調整について
- (6) 宿泊税がどのような成果を得られたのかについて
- (7) 宿泊税の今後の見直し（税率や使途の拡大など将来的な方向性をどのように検討されているか）について
- (8) 福岡県や総務省との調整について
- (9) 使用目的を新規事業などにあてることについて

7 その他

【共同観察者】

総務部税務課長

